

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は結核」を削り、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前項第一号から第三号までに掲げる業務（次号及び第二号の二に掲げるものを除く。）のうち心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるもの 前号の規定による額に、業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額

第六条第二項第二号中「の業務」の下に「（以下「移送の業務」という。）（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 移送の業務のうち心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるもの 前号の規定による額に、業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第二項の規定は、令和三年四月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第六条の規定に基づいて支給された危険業務手当は、改正後の条例第六条の規定による危険業務手当の内払とみなす。